

(別紙)

放送目録

- 1 被告株式会社毎日放送が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン放送
周波数：映像171.25MHz、音声175.75MHz
- 2 被告朝日放送株式会社が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン放送
周波数：映像183.25MHz、音声187.75MHz
- 3 被告関西テレビ放送株式会社が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン放送
周波数：映像193.25MHz、音声197.75MHz
- 4 被告讀賣テレビ放送株式会社が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン放送
周波数：映像205.25MHz、音声209.75MHz
- 5 被告テレビ大阪株式会社が、次の放送波を送信して行う地上波テレビジョン放送
周波数：映像507.25MHz、音声511.75MHz

以上

(別紙)

物件目録 1

「『選撮見録』(よりどりみどり)との名称の集合住宅向けハードディスクビデオレコーダーシステム」であって、下記の構造・機能を有するもの

記

- (1) 構成 次の①・②により1組が構成される。
 - ①集合住宅の管理人室等共用部分に設置される、テレビ放送受信用チューナーおよびテレビ放送番組録画用ハードディスクを備えたサーバー1個
 - ②当該集合住宅内の複数戸の各居室における利用者用のビューワー(操作用コントローラー付)各1個
- (2) サーバー1個当たりのビューワー数 50個以下。
- (3) 各利用者のビューワーからの録画予約の方法 ①・②の方法による(重複可)。
 - ① 録画すべき放送番組を個別に予約する「個別予約」
 - ② 1週間分5局分の放送番組すべてを録画するように予約する「全局予約」
- (4) サーバーにおける録画の個数など
複数のビューワーから、同一の放送番組について複数の録画予約がされていても、1つの放送番組は、1サーバーにおいては1つしか録画されず、当該録画は1週間で自動消去される。
- (5) 再生の方法など
各ビューワーからサーバーへの指示によって自動的に再生される。あるビューワーから録画予約(全局予約を含む)をしなかった放送番組は、かりに他のビューワーからの予約指示によりその放送番組が録画されていても、当該ビューワーからサーバーへ再生を指示し視聴をすることができない。

以上

(別紙)

物件目録 2

「『選撮見録』(よりどりみどり)との名称の集合住宅向けハードディスクビデオレコーダーシステム」であって、下記の構造・機能を有するもの

記

- (1) 構成 次の①・②により1組が構成される。
 - ①集合住宅の管理人室等共用部分に設置される、テレビ放送受信用チューナーおよびテレビ放送番組録画用ハードディスクを備えたサーバー1個
 - ②当該集合住宅内の複数戸の各居室における利用者用のビューワー(操作用コントローラー付)各1個
- (2) 各利用者のビューワーからの録画予約の方法
録画すべき放送番組を個別に予約する「個別予約」のみ
- (3) サーバーにおける録画の個数など
複数のビューワーから、同一の放送番組について複数の録画予約がされていても、1つの放送番組は、1サーバーにおいては1つしか録画されず、当該録画は1週間で自動消去される。
- (4) 再生の方法など
各ビューワーからサーバーへの指示によって自動的に再生される。あるビューワーから録画予約(全局予約を含む)をしなかった放送番組は、かりに他のビューワーからの予約指示によりその放送番組が録画されていても、当該ビューワーからサーバーへ再生を指示し視聴をすることができない。

以上

(別紙)

物件目録 3

「『選撮見録』(よりどりみどり)との名称の集合住宅向けハードディスクビデオレコーダーシステム」であって、下記の構造・機能を有するもの

記

- (1) 構成 次の①・②により1組が構成される。
 - ①集合住宅の管理人室等共用部分に設置される、テレビ放送受信用チューナーおよびテレビ放送番組録画用ハードディスクを備えたサーバー1個
 - ②当該集合住宅内の複数戸の各居室における利用者用のビューワー(操作用コントローラー付)各1個
- (2) サーバー1個当たりのビューワー数 10個以下。
- (3) 各利用者のビューワーからの録画予約の方法 ①・②の方法による(重複可)。
 - ① 録画すべき放送番組を個別に予約する「個別予約」
 - ② 1週間分5局分の放送番組すべてを録画するように予約する「全局予約」
- (4) サーバーにおける録画の個数など
複数のビューワーから、同一の放送番組について複数の録画予約がされていても、1つの放送番組は、1サーバーにおいては1つしか録画されず、当該録画は1週間で自動消去される。
- (5) 再生の方法など
各ビューワーからサーバーへの指示によって自動的に再生される。あるビューワーから録画予約(全局予約を含む)をしなかった放送番組は、かりに他のビューワーからの予約指示によりその放送番組が録画されていても、当該ビューワーからサーバーへ再生を指示し視聴をすることができない。

以上

(別紙)

物件目録 4

「『選撮見録』(よりどりみどり)との名称の集合住宅向けハードディスクビデオレコーダーシステム」であって、下記の構造・機能を有するもの

記

- (1) 構成 次の①・②により1組が構成される。
 - ①集合住宅の管理人室等共用部分に設置される、テレビ放送受信用チューナーおよびテレビ放送番組録画用ハードディスクを備えたサーバー1個
 - ②当該集合住宅内の複数戸の各居室における利用者用のビューワー(操作用コントローラー付)各1個
- (2) サーバー1個当たりのビューワー数 10個以下
- (3) 各利用者のビューワーからの録画予約の方法
録画すべき放送番組を個別に予約する「個別予約」のみ
- (4) サーバーにおける録画の個数など
複数のビューワーから、同一の放送番組について複数の録画予約がされていても、1つの放送番組は、1サーバーにおいては1つしか録画されず、当該録画は1週間で自動消去される。
- (5) 再生の方法など
各ビューワーからサーバーへの指示によって自動的に再生される。あるビューワーから録画予約(全局予約を含む)をしなかった放送番組は、かりに他のビューワーからの予約指示によりその放送番組が録画されていても、当該ビューワーからサーバーへ再生を指示し視聴をすることができない。

以上